

違法伐採対策に関する自主的行動規範制定書

違法伐採対策に関する合法性・持続可能性の証明 に係る自主的行動規範の制定について

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置が導入されたところである。

宮城県素材生産協同組合は、我が国政府による違法伐採対策の取り組みを全面的に支持するとともに、これに積極的に協力するものであり、ここに違法伐採対策に関する合法性・持続可能性の証明に係る自主的行動規範を制定し、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものである。

平成18年5月29日

宮城県素材生産協同組合

代表理事 龜山征弘